(昭和17年9月1日第3種郵便物認可)　中　日　新聞

小沢元代表

「政治介入」検察を批判

陸山会事件　無罪主張し結審

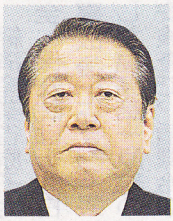
小沢一郎被告

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐり、政治資金規正法違反（虚偽記入）罪で強制起訴された民主党元代表小沢一郎被告(六九)の公判が十九日午後、東京地裁（大善文男裁判長）で結審した。小沢元代表は最終の意見陳述で「検察は不当、違法な捜査を行い、検察審査会の審査、議決を誘導した」と検察批判を展開し、あらためて無罪を訴えた。判決は四月二十六日午前十時に指定された。＝関連㉕面

小沢元代表は事件を「検察が野党第一党の代表である私を強制捜査することで政権交代を阻止し、新政権を挫折させようとした政治性に本質がある」と主張。

検察が「有罪ありき」の不当な捜査や検察審査会の議決誘導で政治介入を強力に続けたとして「議会制民主主義を破壊し、国民の主権を侵害した暴挙だ」と述べた。

そうした実態が公判を通じて鮮明になったことが「裁判の一番の意義だ」と力を込めた。

検察審査会の起訴議決は「私を強制起訴させるために東京地検が捏造した違法不当な供述調書と捜査報告書に基づく誤った判断で、正当性が失われたことは明白」と強調。収支報告書の虚偽記入や元秘書らとの共謀をあらためて否定し、「私は無罪です」と訴えた。

（第3種郵便物認可）

陸山会事件結審

小沢氏陳述終え笑みも

「捜査は不当」と強調

ぼっとしたのか、無罪を確信したのか。意見陳述を終えると、笑みを浮かべた。「罪に問われる理由はない」「捜査は不当」。五カ月半、十六回に及んだ民主党の小沢一郎元代表（六九）の公判は十九日、東京地裁で結審。「市民の判断」で強制起訴された政界の実力者への審判は来月に迫る。

午前から続いた弁護側の最終弁論が終わった午後二時五十分ごろ。裁判長の「被告人は前に」の言葉に、小沢元代表は「はい」と応じた。A4判七枚の陳述書の端をつぶすように固く手にして足早に証言台へ進む。

「十分もかからないと思います」と口にしながら、自らマイクの位置を調整。「検察は不当・違法な捜査を行い、検察審査会を『起訴議決』へと強力に誘導した」。抑揚があり、はっきりとした強い口調。表情は険しい。「元秘書と共謀したことは絶対にありません」。胸の高さに陳述書を両手でしっかり掲げ持ち、立ったまま十数分間、よどみなく読み上げた。

最後に、大きな声で「ありがとうございました」と法壇に向かって深々と頭を下げた。

席に戻ると、のど元をさすり、せき払い。判決日を告げられるとうなずき、書類を封筒に収めながら傍らの弁護士に笑顔を向けた。

閉廷後、弁護側は「無罪以外の何物でもないとの確信が深まった。非常に強い手応えを感じている」と納得の表情。

一方、検察官役の指定弁護士は「無罪主張の事件では無罪を示す物語や事実を述べることが多いのに、少なかったという印象。苦しそうな部分があった」と批判した。

小沢元代表の最終意見陳述要旨

小沢一郎民主党元代表の最終意見陳述の要旨は次の通り。

初公判で私が申し上げた見解は、十五回の公判を経て、ますます鮮明になったと思います。東京地検特捜部の強制捜査は「法の下の平等」「推定無罪」「証拠裁判主義」という法治国家の大原則をことごとく無視して、証拠に基づかない不当な推認を積み重ねただけのものでした。

捜査は恣意的

政治資金規正法の制定以来、収支報告書に間違いや不適切な記載があっても、実質的犯罪を伴わない限り、検察の言う「虚偽記載」も含め、例外なく報告書の修正で処理されてきました。それなのに、私のケースだけを単純な虚偽記載の疑いで強制捜査、立件したことは、「法の下の平等」に反する恣意（しい）的な法の執行に他なりません。また、前田恒彦元検事がこの法廷で「主任検事から『これは特捜部と小沢の全面戦争だ。小沢を挙げられなかったら特捜部の負けだ』と言われた」と証言したように、「推定無罪」どころか、最初から「有罪ありき」の捜査、立件でした。

さらに、形式的には「証拠裁判主義」にのっとって私を二度不起訴にしておきながら、その実、不当、違法な捜査で得た供述調書と「小沢有罪ありき」の捜査報告書を検察審査会に提供し、起訴議決へと強力に誘導しました。

その証拠が、石川知裕元秘書が虚偽記載を私に報告し、了承を得たとの供述を維持したという田代政弘検事作成の調書と捜査報告書です。二月十七日の公判で、裁判長が「検察審査会の再度の議決の判断材料として提供することを予定しながら、違法、不当な取り調べを行い、石川元秘書に供述を維持させた」「捜査報告書の記載は事実に反する」と指摘された通りだと思います。

とりわけ重大な問題だと思うのは、田代検事自身が法廷証言で「捜査報告書は上司に言われて作った。検察審査会に提供される可能性はあると思っていた」と認めたように、虚偽の事実を意図的に報告書に記載し、東京地検がそれを検察審査会に提供したことです。その悪質さにおいては、前田元検事が証拠を改ざんした事件を上回るのではないかと思います。

特捜部が誘導

そして、その虚偽の調書と報告書は起訴議決の最大の証拠とされました。それは、報告書の内容を踏まえて「再捜査で、石川元秘書自身が供述を維持した理由を合理的に説明している」と議決文に明記されていることで明らかです。

特捜部による誘導はそれにとどまりません。先に、裁判長が田代検事による石川元秘書の違法な取り調べについて「個人的なものではなく、組織的なものであったとも疑われる」と指摘され、池田光智元秘書の取り調べについても「利益誘導があった」「取り調べメモを廃棄した」と認定された通り、当時の特捜部長、副部長、主任検事ら特捜部あげての誘導工作だったと考えられます。

実際、東京地検が検察審査会の再審査に提供した他の捜査報告書を見ると、「小沢は三回にわたる取り調べでも合理的な説明ができず、不自然な弁解に終始した」「収支報告書に関する小沢の供述は虚偽である」「小沢の共謀を推認する積極的証拠となり得る」「小沢には本件不記載・虚偽記載の動機があった」など、「小沢有罪ありき」の推認の記述ばかりで、明らかに、起訴議決をしない方がおかしい、強制起訴すれば裁判でも勝てると誘導しています。仮にそれら捜査報告書と調書が他の政治家に関するもので、私がそれを審査する検察審査会の一員だったとしたら、私も「起訴議決」と誤った判断をしていただろうと思うほど、強烈で執拗（しつよう）な工作です。

本件は、与党幹部である私を強制起訴することで新政権を挫折させようとした政治性に本質があります。検察は二年間もの長きにわたり不当な捜査を行い、検察審査会の審査・議決を誘導し、強力に政治への介入を続けました。それはまさに、議会制民主主義を破壊し、国民の主権を冒瀆（ぼうとく）、侵害した暴挙と言うしかありません。

私は無罪です

以上のように、検察審査会の起訴議決は、私を強制起訴させるために東京地検が捏造（ねつぞう）した違法、不当な供述調書と捜査報告書に基づく誤った判断であり、その正当性が失われたことが明白である以上、私にはいかなる点でも罪に問われる理由はありません。私は無罪です。政治資金規正法の言う虚偽記載に当たる事実はなく、ましてや私が虚偽記載について元秘書と共謀したことは絶対にありません。

陸山会事件公判 弁護側最終弁論の要旨

東京地裁で十九日開かれた小沢一郎民主党元代表の公判で、弁護側最終弁論の要旨は次の通り。

東京地検特捜部は被告がゼネコンから違法な金を受け取ったと「妄想」、収賄の嫌疑で捜査したが、証拠を得られず「敗北」した。本件はその残りかすで、事件は実在しない。元秘書の石川知裕衆院議員らが収支報告書の虚偽記入という違法行為に手を染める必要性は皆無。動機すらない。

隠す意図なし

検察官役の指定弁護士は、巨額の資金を利用した土地購入があらわになるのを避けたかったと主張するが、被告は四億円の存在を隠そうと考えていなかった。

被告には虚偽記入の認識も秘書との意思連絡もなく、共謀共同正犯が成立する余地はない。指定弁護士は「間接事実」から本件犯行は被告の指示・了解なしにあり得ないとするが、状況証拠で事実認定する場合、被告が犯人でないならば合理的に説明できない事実関係が必要。指定弁護士の主張には含まれていない。

秘書側が裁量

秘書は相当程度の裁量を与えられていた。収支報告書は経理担当者が作成、提出し、被告に報告しなかった。石川議員と被告の間で交わされた二〇〇四年十月の報告・了承は四億円の利用方法についてで、報告書の記載に関してではない。

被告の頭の中は政治や選挙、国会運営のことでいっぱいで、事務処理は関心がないか、極めて薄かった。石川議員と池田光智元秘書に四億円を隠す意図や計画的行動があったとは言えない。

四億円を収支報告書に計上する必要はなく、計上しなかったのは虚偽記入とする指定弁護士の主張は失当。本登記の〇五年一月七日を土地取得日とし、〇四年分でなく〇五年分に計上したのは合理的。

調書疑わしい

被告への報告を認めた池田元秘書の調書は、状況と時期に関する具体的記述がない。結論のみで迫真性も全くない。記憶に基づく供述か疑わしい。「石川から『先生の了解を得てやっている』と聞いた」との部分は伝聞の伝聞だ。

特捜部は「小沢との全面戦争」を掲げたが、不起訴になった。無罪証拠を隠し、虚偽調書を真実のように装い検察審査会に提出、検審は錯誤に陥り起訴議決した。虚偽の捜査報告書は石川議員の録音がなければ真実とされた危険も大きく悪質。

議決は無効で公訴は棄却されるべきだ。被告はいかなる点からも無罪。

出そろった双方の主張

指定弁護士		弁護側
巨額の現金保有や土地購入の事実が明らかになることを避けようとした	動機	適法に所持していた財産で、違法な手段を用いても隠す必要性も動機もない
元秘書が小沢元代表の指示、了解なしに独断で虚偽記入をする可能性はない	元秘書3人との共謀	元秘書は相当程度の裁量を与えられており、いちいち報告し、判断を仰ぐことはなかった
元代表への報告を認めた供述は極めて信用性が高く、これに反する元代表の供述は全く信用できない	池田元秘書の調書	具体的な状況や時期の記載が全くなく、信用できない。違法、不当な取り調べで内容虚偽の調書を作成した
銀行融資の書類への署名は提供した4億円を隠すための偽装工作。元秘書が融資の目的を説明しないことはあり得ない	融資書類への署名	信頼する秘書が持参した書類の内容に特段の関心を払わず署名するのは不自然ではない。元代表の供述にも矛盾はない
検察審査会の審査に違法はなく、起訴議決は有効	強制起訴の適法性	検審に虚偽の捜査報告書を提出し、審査員の判断を誤らせ無効